

関西労災職業病No.53

関西労働者安全センター

1978.9.30発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

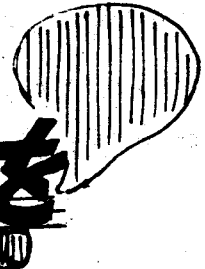
60円

-
- 5周年にあたって1→4
■—5年間の闘いの成果を踏まえ、新しい時代への強固な運動と組織を—
- 職業病認定問題に関する全国連絡会議（準）5
■10・15第2回大阪会議を成功させよう！
- アピール**6
■自己破産の突破を！ 全金田中機械支部
- 学習**7→9
■脳卒中の労災認定について（その2） 京大労職研／足達 七郎
- ニュース（前線から）10→16
- 健診部だより16
- 被災労働者の声17→18
- 中国を訪ねて19→22
■人民医療に学ぶ訪中団／新井 孝和
- 8月の新聞記事から22
●8月分会計報告／裏面
-

踏ま

固な運動と組織を

西労働者安全センター 常任事務局 ◀



去る1973年9月22日、京都大学に於いて京大安全センターの結成とあわせて関西労働者安全センターの設立が決議された。その後様々な試練を経ながら、今年の9月で設立5周年を迎えることになった。5周年を記念する集会なり催しの一つも行えない状況を残念に思うと同時に、現在の厳しい政治・経済情勢に適合した組織と運動を打ちとるべく今後更に奮闘していく決意を新たにしている。

初期の運動

高度経済成長の中で労働運動全般が物取り主義に傾斜し、真に労働者の権利を擁護して闘う姿勢を失いつつある中で、また学生・専門家が、70年代の運動後退の局面で方向を把みきれぬ状況の中で、具体的に相互の共闘により労災職業病斗争を闘うことを通じて、その状況を変革

するべく安全センターの設立は行われたのである。73年から75年にかけての初期、全金三豊工業支部の労災打切撤回の闘い、国労新幹線支部保線所分会のじん肺斗争、全造船佐野分会のじん肺斗争、これらへの闘いは京大安全センター、京大労研を中心とする専門家・学生グループと先進的な労働運動との共闘によって、大衆的な労働行政（労基局・労基署）への闘いを切り拓いた。また逆に、闘いを通じて組織は強化され、北摂地区評労職対、尼崎労対の前進はもとより、南大阪地区評労職対（準）、京滋労職対の結成をもちとってきたのである。更に専門家グループも闘いを通じて自らの任務を自覚し、京大の施設解放の闘いに取り組み、74年4月の労学共闘の時計台斗争をもちとり、施設解放の突破口を獲得するといふ大きな成果をあげた。そして、関西労働者安全センターは、74年7月には常任事務局体制を整備するに

5周年にあたって

5年間の闘いの成果を 新しい時代への強

▶ 関

至るのである。

**闘いを深化させた
南大阪での運動**

初期の闘いで切り拓かれた運動の質は、常任事務局及びいゆる請負主義自己批判を通じて、より日常的な労働運動との連帯を確立するという方針を掲げた労働研をはじめとする医師医学生グループの活動を通いながら、75年から76年にかけて、全港湾・全金・全造船等、南大阪の労働運動の中で更に大衆的な闘いへと質・量ともに大きく発展した。

全金鋼管商事支部の久川さんの臨卒中労災認定斗争は、全金港合同支部を始め、南大阪の先進的な労組の共同斗争として取り組まれ、一度は業務外とした西岸基署の決定を徹夜交渉をも含む激しい闘いによってこれをくつがえし、労災認定を勝ちとった。こゝは従来「私病」とし

て取扱われていた臨卒中を、労働者自らの力で正面から労災と認めさせる。いゆば、「常識を変革する」闘いとして大きな意義をもった闘いであった。

また、全港湾沿岸南支部（現大阪支部）安全委員会も、神戸連連・塩回送、上組等の各分会の労災斗争を進める中で大きく発展し、米穀運送分会の腰痛斗争に取り組む中、御用二組を解体して全港湾への合同を勝ちとるという大きな成果を得たのである。

75年夏、「港湾・造船職場にじん肺法通用を」の大阪労基局斗争に対し、局は機動隊導入、集団陳情対策要綱という弾圧をしかけたが、大阪総評を含む大衆的決起でこゝを見事に粉砕した。

75年以降、関経協等野界・独占資本の集中砲火をあびる中、南大阪の労働運動は大衆斗争を基盤に厳しい斗争を展開していったが、その中でこそ労災斗争、安全センターの運動は大衆的な

斗いとして発展し、初期の運動を前進させることができたのである。

しかし、その中で多くのことが向われてきた。それは労災認定によって被災者が斗いから離脱していく傾向をどう克服するかの問題である。被災者を単なる「患者」として考えるのではなく、一人の労働者として治療をいかに斗いの一環に位置付けるかをめぐって多くの試みがあった。75年秋に阪大病院を借りて開始された労働者針灸学習会、南大阪労働者診療所の建設準備、米較運送分会での学習会重視の運動、等はその内容であった。

労災保険斗争と診療所建設

76年2月、安全センター組織

委員会は、労災保険法改悪反対斗争への取り組みを決めた。それまでの個別斗争から、法制度改悪反対というより全体的な斗

いへの取り組みという大きな挑戦であった。改悪法の全党一致での国会通過という困難な状況ではあったが、これまでの個別斗争での運動の蓄積を全面的に發揮し、南大阪各労組での反対決議、大阪地評、京都地評での反対決議などで反撃を進め、その力を基礎に、労働省の当初の思わくであった、一年半で治らない被災者は年金で解雇へという攻撃に大きく歯止めをかけることができた。

この労災保険法斗争は、現場からの運動で思い、きり斗いによって法制度に対する斗いも道が南けるという確信を多くの労働者がもち、たこと、センター発足以来の主要目的の一つであった被災者の組織化として、76年10月、大阪府被災労働者同盟が結成されたこと、神奈川、東京、九州等との交流が拡大し、関西労働者安全センターが全国的な労災職業病斗争の中で果すべき役割についての認識が深まったことなど大きな成果

をかちとることができたのである。

更に76年8月にはかねてからの懸案であった南大阪労働者診療所の開設を達成することになった。安全センターの診療所として建設するべく多くの議論が交されたが、それは実現せず、設立準備会↓運営委員会というセンターとは別個の組織での診療所運営になったことは、その後センターと診療所との関係をあいまいにすることになるが、大筋として安全センターが労働者のための診療所をかちとったもの―センター運動の結晶といえるであろう。

診療所設立は当初の目的である(1)労災斗争の援助、(2)地域での生命と健康を守る運動を發展させる、(3)労働者階級に依拠して斗い医師・医学生に組織化、という方針でも明らかのように、それまでの労災斗争を一歩先に進める役割を果たしたのである。77年にとり組みました争議組合への医療隊活動、及び健康保険の資

格闘生活を回復する斗いは生命と健康を守る斗いを一歩進めたし、又、77年夏以降の健診部の活動は職場労働者の健康に対する日常的な要求に充てていく、という意味で運動の深化をもたらし、てきたのである。

内部矛盾の克服

しかし、診療所設立・労災保険法斗争への取り組みという形で前進を続けてきた安全センターも、運動発展の過程で様々な矛盾を生み出してきたことも現実である。

76年8月、全金阪神支部の田中源三氏の脳卒中労災認定斗争以降、尼崎労対からのセンター常任批判、77年2月、北大阪合同労組問題をめぐっての大阪総評の安全センター批判、また72年以降毎年一回開催されてきた「労災職業病を闘う関西女流集会」が77年以降開催できてい

ないこと、これらはその矛盾の典型的な現れである。我々は様々な組織からの批判を積極的に受けとめ、これらの矛盾を克服し、前進していく決意である。

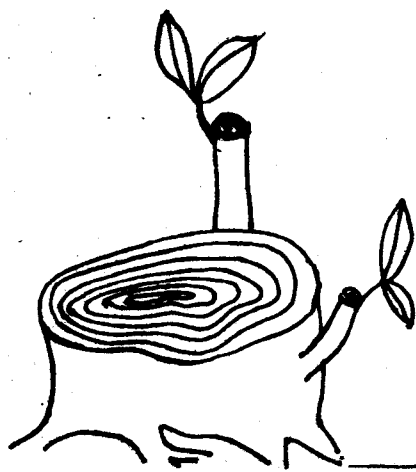
新たな局面に

去る9月13日、田中樞機資本が自己破産を申請し、全金南大阪は新たな局面に入った。センターが鍛えられ、育てられてきた南大阪の労働運動は今後独占資本との対峙の中で長期的な、そして死闘ともいえる斗いを余儀なくされるであろう。我々はこの水に立った運動が敵の包囲の中で孤立することなく、労働運動の新たな局面への突破口となるためにも、あらゆる努力をしないの一端を担っていかねばならない。

住友電工やトヨタ自工などの独占内部での労災斗争は重要な

意義をもっている。また6月の松本における産衛学会斗争等を通じ、専門家グループの斗いも前進している。港湾病棟の組織は全港湾を通じて、労災職業病斗争の全国的連帯を強めている。

安全センターの果たすべき役割は75年以降の政治・経済情勢の変化の中で、發足当時のそれから大きな変化を余儀なくされている。傍顧にも述べたように、情勢を労働者階級に有利なように切り拓くのは斗いしかならないことを再確認し、5周年に当たっての常任事務局からの決意表明としたい。



職業病認定問題に関する全国連絡会議(準)

10.15 才2回大阪会議を成功とせよう

●連絡会議呼びかけ人一同●

労災職業病斗争の全国的な発展と、不況による労働強化・被災者切り捨てが進む中で、労働省はこれまで比較的放置してきた労災職業病問題の対策の見直しをはじめ、ここ数年、次々と斗争つぶし、被災者切り捨ての方策をうちだしてきています。1972年の労働安全衛生法の制定から労災保険法・労安法の改悪、産業医大設立、労基則35条改悪、粉じん則策定に至る経過はそのことをはっきりと示しています。この様な、敵の体制を立て直し、大攻勢に対し、我々は早急に反撃体制を整えねばなりません。

今年4月の労基則35条全面改悪については、労働側の強い改悪反対運動によって一部修正をかわらしたものの、職業病の

範囲を業務と症状で二重にしぼるといふ基本的な枠組はそのままになったことよって、政府「労働省の「疑わしきは切り捨て」という目論見を半ば許した」という状況にあると思われ、更に労働省はその意図を實現するべく「職業病認定基準の全面見直し」を表明し、又、従来の認定基準にかわるものとして「認定要件」なるものの策定の方針をのっけてきています。そして、マンガン中毒、騒音障害等の疾病については、既に策定作業が進められている現状です。

しかし、これら政府・労働省の被災者切り捨ての施策に対し、我々の戦線は未だ十分な対応ができてず、個々の対応に追いついていないのが現実です。できうる限りの共闘、最大限系統的な闘い

を諸困難をのりこえてからとることが必要とされているときはないと思えます。

労基則35条改悪・認定基準の全面見直しの問題については、既に去る7月2日、東京において「職業病認定問題に関する全国連絡会議(準)」の集まりを、労災職業病斗争の活動家・専門家・被災者の参加でもちました。この連絡会議をより発展させ、力のあるものとしていくことが当面非常に重要であると考えていきます。

これらの情勢をふまえ、才2回目の連絡会議(準)の会合を10月15日大阪において開催することにになりました。この場において、認定基準の見直し問題を中心に、政府・労働省の反動立法攻勢にいかに対処し、斗争を進めていくのか、その基本的問題について討論を深めたいと思えます。

▼日時 10月15日(日) 午後1時から 5時まで

▼場所 都落解放センター
(大阪東区東船場4丁目)

自己破産の突撃

自己破産攻撃

に至る経過

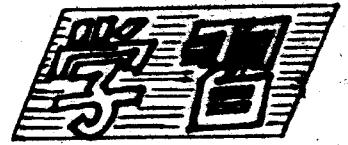
全金田中機械支部

田中機械の経営者は、9月13日午前9時、大阪地裁に対し、自己破産の申立てをおこなった。日本経済の破綻を象徴する長期不況下で、この前三年間に亘る極端な運配に耐え斗ってきた、田中機械支部の前に新たな攻撃を加えられ、局面は一転した。斗争の継続過程での変化は当然考えられることではあるが、必死になつて職場を守ることにする労働者にとつて、苦勞の末の自己破産なるものはむしろ一大ショックであった。

この支援に職場の労働者は大きく感銘を受けた。今まで不充分とは云え、地域の拠点支部として、少数組織や専断組合に支援する立場にあつた労働者が、十数年振りに「田中機械への支援」を受け、大量にかけつけた労働者、あふれるばかりの泊り込み作戦がとられたこと、そととくし、米、ラーメン、資金カンパかじりけられ、婦人労働者の炊き出しの若た、あらためて連帯の偉大なことを身をもつて体験した。意を知つてかけつけた多くの先輩、友だち労働者の仲間たち、関係団体、そして専断支部の仲間が自己のここのように教励し、乏しい野政の中からカンパして

くした。自己破産申立てというあらたな局面は、こうして斗う労働者の意気を呼び起こるところであった。我々は、長年に亘つて倒産に反対し斗ってきた。しかし作則内での経営の支配する領域の全てを握る方い以上、苦難なつきまとい、加えて権力、独占資本、日共の攻撃が相つた。その意味で自己破産は企業消滅への意図をもつていたとしても、我々は倒産反対斗争の継続として受けとめるべきだと考えられている。連帯を信じ、更に連帯をもつて、何者をも恐れず、我々は突き進んで覚悟である。

(「地域共斗」43号より転載)



脳卒中の

労災認定について

(その2)

京大 阪大 労働研 足達 七郎

労災認定の現状

この機関誌でも前号に二人、脳卒中の労災認定例が報告された。一人は全員解雇攻撃などの困難な状況の中での認定の獲得であり、もう一人は一旦認定された業務外認定をくつがえして認定されたという点で、ともに大きな意義を持つている。資料は、去年の夏まで、私達も協力して、労災認定された例の一要表だが、ここを見るに種々の脳卒中が認定されるようになったことを見る。病名も脳出血の他よくあるタイプは皆あり、発

病の仕方、作業中のものはもちろん、通勤時間でも帰宅後や休日中であつても認定されている。これらの認定には、それだけの場合、取り組み固体の力強い運動があり、また初期には特に大きな力が必要だった。そしてそれらが基礎になつて、爾来はなかり認定され易い現状ができてきたのだと思ふ。

更に労災認定を積み重ね、その予防も取り組もう。

巨ながはり、一筋にはまだまだあきらめてゐる労働者が多い

し、監督者方もさびしい制限は受えてゐない。医師や医療補助も一般的には、脳卒中を労災申請するといつても理解を示す者か少ないと思われれる。それだけにやはり、労働者の運動の側から、医学的研究の方面から、労働者の仕事と高血圧や脳卒中との関連を明らかにして、いく努力が必要だと思ふ。

また一方で、前号でも触れたように、高血圧者を職場から排除しようという危障な動きがある中で、どうして高血圧者だけの進行を防止し、脳卒中、特に働き盛りの者が倒れるのを防いでいくのかは、与えられた課題がある。高血圧者ばかりでなく、働ける職場や労働条件をつくつていくことが必要であり、それに伴つて脳卒中が防げるのはもちろん、職場での他の病気の発生も防いでいけるのだから思われる。高血圧の進行には、作業時間や夜勤、精神的緊張などの他、栄養

め復達ないも關係し、高血圧の
 調節、治療にも、職場環境、勞
 働条件、賃金などの改善も含め
 た、労働者の生活条件全般の改
 善が必要だし、労働者の権利を
 高める運動を主体と密接な關係が
 あると思われらる。

**自分たきり力で
 健康を守つて行く
 諸君の動き強めよう**

脳卒中を予防していくのには
 労働条件や生活状態などの改善
 とともに高血圧や動脈硬化など
 を早期に発見し、必要な管理を
 行うことが重要なのは言うま
 ごともない。しかし病者を排除し、
 労務管理するための健康診断で
 は、発見された高血圧者は職を
 失つてより悪い条件下に投げ出
 され、残った者は職場が改善さ
 れないまま、徐々に傷つけられ
 ていくという悪循環が繰り返さ
 れ、それが多くの職場で進行し

ている現状だ。そうではなく、
 労働者が自分達の健康状態を
 把握し、病気があつても安心
 して働ける労働条件や治療を
 保障できるような職場改善の
 活動が重要だ。高血圧はた
 いに働きながらコントロール
 できる病気で、寝いんでは
 多くの場合、薬を飲まなくて
 も、適度の休息や安静で落ち
 つくというのは医師の間でも
 常識である。そういう条件を
 整えるのが必要で、これはや
 はり営利を目的とする企業主
 の立場からは難しく、労働者
 の取り組みによつて可能なこ
 とになつていくことだと思わ
 れる。

脳卒中を労災としていくま
 いも、多くは職場改善のま
 の中で取り組まれ、それによ
 って労働者の大きな力を発揮
 して成果を上げるこしかでき
 た。倒れた者の補償はその予
 防は、労働者の権利を守り高
 める運動の両輪ではあるが、

やはり、予防に必要なるものはない
 ことを胆に命じておきたいと思ふ。
 (おやり)

お知らせ

**南大阪労働者診療所
 の2回運営委員会**

●とき 10月28日(土)

午後1じく4じ半

●ところ 市立港会館

(松浦診療所ウラ)

南大阪労働者診療所が設立さ
 れてからはや2年が経過しま
 した。南大阪の厳しい状況の
 中で行われる2回総会・運
 営委員会参加組の方には一人でも
 多く参加して下さい

表 労災認定された脳卒中の例

氏名	年齢	職業	発病日	高血圧症	病名(生死)	発病	取り組む団体	業務上との主張の理由	認定機関 (発症日)
M.M	47才	鋼材焼純	49年2月	?	<も腰下出血(死亡)>	夜勤明けの日、夕方宿舍内の浴室で発病。	全国出稼組合連合	夜勤13時間を含む長時間労働、高熱有害職場、出稼ぎで悪条件。	大阪天王寺労基署 (49年12月)
G.T	66才	鉄物雑役	49年2月	あり	脳出血(死亡)	アパートの自室で休日の夜死亡。 3日後に発見。	全国出稼組合連合 全大阪神支部	約11時間の長時間労働、出稼ぎで悪条件、木工に履じた雑役、高熱高血圧でも配りなし。	尼崎労基署 (51年9月)
H.O	44才	治水用ポンプ製造型機整備	49年11月	あり	脳出血(死亡)	型枠の整備作業中発病。	全港湾建設支部	高血圧症は業務の影響で発病。 管理も不良で当日の重量物運搬が影響。	大分労基局 (理由書あり) (52年3月)
I.Y	56才	織材織製作 (ガス溶断主任)	49年12月	なし	脳塞栓症(死亡)	帰宅後 就床前 発病。	全金大同工業支部	高熱職場で長年の労働の慢性的疲労。	大阪西労基署 (52年3月)
Y.H	47才	倉庫荷役 トラック運転	50年3月	あり	<も腰下出血(死亡)>	作業終了後工場内の浴槽で発病。	全金鋼管商事支部	海岸屋外での長時間労働による暑熱疲労による高血圧の発病、争議によるストレス、当日の寒天下作業。	大阪西労基署 (50年8月)
I.T	36才	木材荷役	50年4月	なし	脳卒中(生存)	作業中、風頭より徐々に頭痛、はきけ、脱力で発病。	全港湾沿岸南支部	力を要する危険作業で長時間作業。 3ヶ月前の頭部外傷もあり。	大阪西労基署 (50年7月)
S.T	49才	倉庫荷役	51年5月	あり	脳出血(死亡)	自転車で帰宅の途中。	全金鋼管商事支部	海岸屋外での作業の疲労と 争議によるストレス。	大阪西労基署 (51年8月)
S.H	54才	織材運搬 (グリーン運転)	51年4月 5月	なし	脳血栓(生存)	朝グリーン運転作業中発病。 1ヶ月後家で再発作。	全港湾沿岸南支部	足場悪く、グリーン不備で危険で、 夏暑く冬寒い職場で疲労し多い。	大阪西労基署 (51年8月)
H.W	44才	鋼管メッキ	51年7月	あり	脳出血(死亡)	夜勤に出勤のため自転車で通勤途中発病。	全金オ一エム支部	危険な職場で残業を繰り返し、高血圧も管理 不十分のまま交替勤務させた。	大阪阿部野労基署 (52年6月)
H.T	54才	亜鉛メッキ	51年5月	なし	脳卒中(生存)	朝、梱包用ハニガネ整備して、 メッキ作業準備中に発病。	全金大阪亜鉛支部	隔週の夜勤あり、足場悪く、ガスミスが立ち この悪条件あり。	大阪西労基署 (51年9月)
K.Y	58才	清通ポンプ の運搬	48年6月	あり	脳出血(死亡)	5920kgの重たいポンプを配管 し積みおろしを終った時突如	全金青いこ支部 青川世評	日暮の業務の負担と強く、当日の作業の し過ぎが原因と主張	香川労基署 (53年9月)
M.H	36才	高圧ポンプ の落格	52年10月	あり	脳出血(死亡)	作業後機械場の右横で 落格	全金朝日全労支部	精密な設備作業で負担が強く、作業は 短時間の長時間労働の、高熱高血圧に かかるから、職場で安全管理不足	大阪西労基局 労基署(52年1月)

前線から

高槻

認定と職の勝利から

男なるの三いへ!

●労金労組高槻支部●

去る9月7日、茨木労基署に對する当支部組合員、種

は受動的にしが労働者の生存権に關する問題を捉えていない。

組合員、種上分の「頭

種上分の罹病の原因は概ね二つが考えられる。一つは、産休明けの肉体的にも疲労が蓄積しやすい時期に、現金を直接取扱う仕事を一人でこなさなければならぬこと、及び

「頭」労災認定斗争を以て行

その事からくる（心理的にも）休暇が取得しにくい環境におかれた事が挙げられる。他の一つは、作業環境の向悪として、作業姿勢が体へ従って当然の事として首を下げらなければならぬ事を高める事

た。
冒頭、当局より「労災認定の請求があれば善処する」旨の発言があり交渉に入った。この発言に見られるように、比較的労災・職業病斗争が斗われていて、大阪の地においても行政は消極的でないし

要常による在社の発生であり、時期としては正月明けという緊張状態がなくなつた時に症状が出るというパターンを取っている。

松浦診療所の「意見書」にも「疲労の蓄積による明らか職業病である」とされている。我々は、種上分の症状の発生が、頸ついの異常に起因している事をもつて、その原因を職業によらない他の何かに求めることを予想して、主に松浦診療所の診断に基いた主張を行つた。

質向に關する回答と、自己意見書による「労災認定請求」と理認者による「自己意見書」の確認報告・職場環境作業環境の説明及び、これが労災認定されるべきだという主張と、速やかな立入検査と認定を要求して一時間で終了した。

9月13日に立入検査が行われ、前回で説明した環境調査（事務量調査を含む）を行ない、その結果、主に作業環境・健康管理に關する指摘がされた。

一方種上分は、養病当初の休業4週間から週2回の通院治療、そして、10月からは週1回の通院治療へと次第に回復に向かつている。他方、労金全体を見る時、一時期止つていた頸肩腕患者が再び多

終しつゝある。これらを通じていえる事は、対行政斗争が未だ行政の怠慢さを告発するに至つたものになつていない事。そして我々自身の内題として、職場改善に対する斗争を展開しきれていない現状にあると言う

ことである。我々は、"労災認定"を勝ちとることを目的化するのではなく、それらを含めて、主要には、職場環境の具体的な改善、人員確保に向けた斗争を展開してゆかねばならないと考へる。

大阪南

次の回総会への準備着々と進む

●南大阪労働者診療所運営委員会幹事会●

9月22日、午後6時より、定例幹事会が南かれ、以下の件が討論され、決定しました。

一として、総会の件については、10月28日(土)午後1時より南くことを確認し、議案

書の内容について討論され、各部分の執筆担当者を決めました。

二として、事務局長代行は青木さん(全港南大阪支部執行委員)に内定しました。

三として、経営委員

大阪

9/25 団結権確保 労働者法起集会 開催される

●全港湾建設支部/全全港合同支部●

会からは、診療所の増築完成予定は来年の3月31日、地鎮祭は9月30日午前11時から行う

との報告があり、会計監査は9月29日に行うことに決まった。

去る9月25日、大阪中之島中央公会堂において、全港湾建設支部と全金港合同支部共催の、「団結権確保」労働者法起集会が、約3000名の参加で公会堂の大ホールを埋めつくし、熱気のうちに開催された。

集会には「破産・倒産に反対し、団結権破壊と斗争を止むため」ということを、団結権

衆路線内外の反動抑在思想を克服し、民事執行法粉碎、行政斗争強化、反合・反独占斗争を強化しよう!とのスローガンにこめられた労働運動の、目前に迫られた課題を、労働者階級の団結、つまり、資本の攻撃に抗して労働者が斗争することによつてしか自らの権利を勝ちとることのできないという、団結権



確保を前面に打ち出すことにより、その内容を明らかにしようとするものであった。折り返し、9月13日に行われた田中機械の「自己破産」攻撃は、争議支部であった田中機械の労働者にとって、またそれを支える他の支部にとっても、ますます団結して闘うことの重要性とその確信を与えるものであった。

最後に、集会決議を採択し、インターナショナルの合唱で集会を終えた。

大阪

認定要件策定への闘いはじまる

9/29 マンガン中毒問題で局交渉

9月29日、種田マンガン労災訴訟原告団・同支援する会、安全センター、関西研究者交流会等の団体は、国民会館において大阪労基局（労災管理課）と、マンガン中毒の認定要件策定問題をめぐって交渉を行った。これは8月1日付での交渉申入れに局側が応えたものである。

労基則35条改悪に続いて労働省は現行職業病認定基準の全面見直しと認定要件策定を表明しているが、これらの反労働者性をマンガン中毒の問題を具体的に

に迫る中で明らかになる。研究者交流会からの意見書についての説明や、マンガン中毒被災者からの厳しい訴えに對して、局側はほとんど

追及する中で明らかになる。研究者交流会からの意見書についての説明や、マンガン中毒被災者からの厳しい訴えに對して、局側はほとんど

西宮

不韋な被災者弾圧を許すな

15条(強制労働)違反で申告

●兵福労 砂子療育園支部●

砂子療育園は、重度心身障害者の福祉施設であるが、園生2人に介護職員1人という過酷な労働条件の中で、介護の労働者は、腰痛

ど反論らしい反論はできず、最終的には、従前の基準である52号通達に比べて、改正によるもの（告示36号）は後退している。告示36号のままでは認定要件が作られることは後退になるので、本省への上申等を考える」との確認を得た。

ケイワンなどの職業病に苦しめられていて、今年3、4月に実施された健康診断で、全職員（150名）のほぼ半が、すぐに何らかの治療を行わなければならぬ事が判明した。更には半に当たる者が「要注意」という診断であった。現在、労災休業者は15人以上もお

リ、半日勤務の人も6名ぐらいいる。このような状態に対して、園側は、一向に対策を講じないばかりか、休業している労働者に向って、「障害者をくいのものにしていくしなごのいやがらせを行ない、果ては、業務命令まで出して働かせようとしている。これに対

して支部は園側のおくらうな行為は明らかに労働法や三条（強制労働の禁止）の違反だとして、9月19日、西宮監督署に申告をした。この斗いをきっかけに園側の目にあまる攻撃をはね返そうとがんばっている。

大阪

健保改悪反対斗争で 京阪神にステッカー貼りも実行

先の通常国会で提出された、審議未了のまま継続審議となっている健康保険法改正「正」案に対する反対の声は、全国各地の労働者を

頭として上がっており、その阻止斗争も様々な形で組みあがっている。関西では、安全センター、南大阪労働者診療所運営委員会の呼び

かけでステッカー貼り、ゼラマきが計画され、すでにステッカーは京阪神にわたって、約一万枚が各労働組合や被災労働者同盟の手によって貼られている。また、9月13日に行われた、総評大阪地評第32回定期大会においても、「貧乏人は死ぬ」の論理に貫かれ、ますます労働者の生活を圧

迫しようとする健保大改悪攻撃への「反対の特別決議」が採択された。

今回の臨時国会では、自民党内の足並の乱れという事情もあって、審議に付される可能性は小さいが、政府、厚生省は健保財政のひっ迫を労働者人々に転嫁することをあきらめてはいないし、加えて製

薬資本、医療機器資本の利益を全面に擁護しての策動にやっきとなるであろう。

今後更に、健保改悪に関する学習会、教宣活動等の粘り強い闘いをはじめとして、生命と健康を守る闘い全体にわたる斗争を推し進めることが要請されて

香川

ついに労災認定(脳卒中)

不服審査で逆転決定

9月22日、香川労基局は故山下小七氏の脳卒中死七について、不服審査により、大内労基署の業務外決定を取り消し、労災認定を行った。非災害性の脳卒中を正面から認められたのは香川県では初めてであり非常に大きな成果であるといえる。

48年の夏、山下氏は酒を得意先に配達した際に発作を起こして死亡したが、当初は会社も全く労災という考えもなく約5年にわたって放置されてきた。それを友人である全金の組合員K氏が相談のり、時効ギリギリに大内監督署に労災申請したときから斗いは始まったのである。52年9月に労基署はほとんど調査らしい調査もすることなく業務外の決定を下した。しかし、K氏及び遺族を中心として審査請求の斗いに入り、その時点から、香川県評・全金香川地本、関西労働者安全センターと斗いの輪は大きく広がった。52年年末から53年夏まで半年以上にわたる再三再四香川労基局との交渉が行われ、その中で大内労基署の調査

ニュース

のズサンさと遺族の主張の根拠が徐々に解明されていった。交渉の最終局面では、総評系の参予をはいめとして何人かの審査会参予の理解を得ることができ、まさに万全を期した体制の勝利であった。審査官は決定書の中で、繁忙期直後であり、配達の道路事情の悪さ、積み下しの負荷、発作後の措置の

おく小と、ほほ我々の主張を全面的に認めが、これは当初当局が「特に過重・異常な状態ではなかつた」としていたことばかりである。このことは、我々の闘う力、体制がいかに大きなものかを如実に示すものである。大阪を中点にして斗いに地方へも斗いつがいつまでか。

大阪

連日の「つらまき」行動で

労基局への反撃開始

●大阪府被災労働者同盟●

8月7日の西労基署におけるトラブルを口実にして、被災者同盟との交渉の拒否を示した。大阪府945号一大阪労基局及び各署に対して、同盟は去る9月25・26・28日の3日に

わたり、署・局へのビ
ラ入りを、のべ80名を
動員して行った。
9月25・26日には岸
和田・泉大津を除く府
下12の労基署へのビラ
入れが行なわれたのだ
が、これは当局側が8
月7日向題について種
めて一方的かつ、同盟
への悪意をこめた宣伝
を労基署職員に行っ
ているのに対して、同盟
の立場について一人で
も多くの職員の理解を
得るために行われたも
のである。28日には天
満橋の官片周辺で「大
阪労基局は被災者いじ
めをやめよ」のビラを
約3000枚を撒いた。
同盟はこれまで守勢
にまわっていたが、こ
れら一連の行動で攻勢
に転じたといえるた
う。

大阪

大企業擁護の 政治判断を阻止しよう

●住友電工未払い賃金斗争●

9月6日、大阪労基
局は住友電工労働者の
就業前後15分の未払賃
金の申告について、こ
れを「労働時間には該
当しない」との申告を
却下する決定を行った。
この15分間について
は、これまでの学説、
行政解釈、社会通念上
当然労働時間として扱
われてしかるべき問題
であるのを、このよう
に却下の判断を下した
のは、極めて政治的な
判断であることをほっ
きりと示している。
この様な行政判断は、
大企業を中核として、
企業の労働者への時間

在した斗いを再構築す
る必要性は大である。
既に、住友差別賃金
斗争を支援する会を中
心に本格的なまき返し
体制が進められている
が、戦線の拡大が急務
となっている。



神奈川

造船労働者の心筋硬塞死

神奈川県で初めて労災認定

●神奈川県労災職業病センター●

9月12日、横須賀労
基署は心筋硬塞のため
仕事中に死した佐野
正光さん(56才)の死
を業務上認定すること
を明らかにした。
佐野さんは船内大工
の社外工として40年間
各地の造船所で働いて
きた人である。心臓を
悪くして1年半あまり
養生の後、今年4月18
日、仕事に出かけた最
初の日に鷗見造船所で

健診部たより

労働者の力となる

健診活動を展開しよう

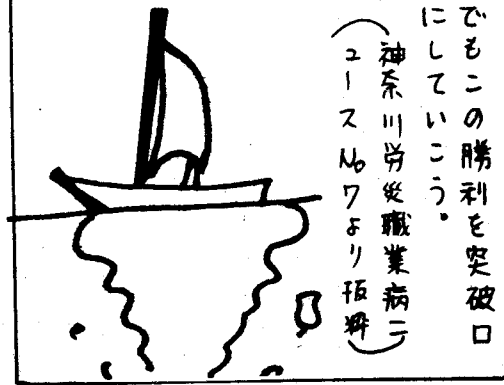
七くなられた。ついでかび仕事に死んだようだと、鶴道労働者からの知らせで神奈川労組センターは遺族をさがし求めた。そして、心臓マヒや脳出血も労災になるということ、ここで立ち上ること、他の人々にとっても大きな意義

トラツクの運転を中心とした労働現場、東京・名古屋での全国斗争等激しい闘いの中で組合員の健康が心配されていた全港湾大阪支部福岡分会の健診が9月上旬で終り、辛い、肝障害等が何人か発見された。他は腰痛も軽度の人はかりで組合員全体に斗争の疲れもみえなかつた。健診費用も勝利の時点で会社に要求するたため、請求書は組合で保管しておくという方針が出されたが、今の斗いに勝つ事を前提として、それ以後の闘いの準備を怠らぬこの姿勢からも分会の闘いがいかに根性の座、した闘いかかぬか、又、健診最後をしめくくる全体報告会で委員長より

があることを奥さんに訴えて認定斗争が開始された。6月20日、認定申請後、社外工がおかれています。不安定な雇用形態、劣悪な労働条件、病み上りの人にとつて造船の仕事がいかに重労働であるかといつた点を盛りこんだ意見書を提

出。8月12日には奥さんと神奈川センター、鶴道の仲間で労基署交渉、そして認定の決定。持病（特発性心筋炎）がありながらも一度の交渉、3ヶ月で決定という佐野労災の敏速な利を考える上で、先人の苦勞を忘れてはならないと思う。神奈川

「この健診には必ず勝利の報告をもつてお返しします」との発言があった。身の引締まる思いでこれを聞き、私達はいかに微力であか、自分の任務の重要性を再確認し労働者の力となる健診活動を更に発展させていきたいと思う。又、全通西支部、関大生協支部、太平ビルサーブス分会など、大口の健診に対しては、健診方法もアンケートをもとに一定診断し、診察対象者をしぼっていく事を検討している。これらの健診成功には多くの人の協力が必要であり、労災職業病に闘心を持つ医師・学生の手を皆さんに、向診団への参加を呼びかけている。



声の労働者の災被

心慮深く残るキズあと……

不当な労基署の対応

私は現在の被災者同盟と
私浦診療所にお世話になる
までは、過去においての病

院・労基署の私に對する取
扱いは不当なものであつた。

現在、いまだに心慮深くキ
ズ跡が残つてゐる。私の過

去についで苦しい経過を
ここで述べることは、皆様

に少しでも病院・労基署の
やり方について知つていた

だきたいという願いを込め
てペンを取つた次第である。

昭和47年11月中頃、職客
紹介による港灣の仕事で船

内作業中、手かきでドンゴ
ロスを送つていた時、陸に

あるクレーンが旋回して荷
物を運んでいた際、積んで

あつた荷物がスッポリはさ
み、私の後頭部に当たり、

倒れた。気がついた時は後
頭部骨折で港灣病院で寝て

いた。(骨折とゆかつたの
は船員病院の診療)

普通ならば、完全に良く
なるまで治療してなければ

はならないはずなのに、20
日入院した時点において

医者が耳鼻科の方で治療し
てくれと言つた。後頭部打

撃による耳への影響もあつ
たのだが、体の状態も思わ

しくないのに、医者はそれ
も健康保険で治療するよう

に言つた。当然、体の具合
はいいいはずはなく、そうこ

うしてゐる内に近くの船員
病院に替わつた。

そこでは頭の骨折はある
が脳は心配はないと言われ

頭の骨折については何を血
迷つたのな、薬で辛抱して

くれと言つた。その向は当
然家内にささえてもらつて

通院した。

昭和47年6月初旬より10月
末日まで5ヶ月間通つてい

たが、今思えばビツクリす
るのであるが、医者から、

労基署が来たら医者も私も
(本人)叱られると言われ

二のことは2、3回である
が同じことを言われたい

として私の治療するのに限
度があると言つた。何か何

だか意味がサツパリわから
ず、追いつちをかけるよう

に専門医に行けと、上六の
日赤に紹介された。

日赤には昭和47年10月末
日より昭和50年10月中頃まで

通院治療した。その3年間
たつてから、労基署から、

あなたは症状固定であると
言ひ、(日本を信用しな

いと、あなたは本当は面
倒は見られないとか、細か

く書けばキリがないほど言
つた。)そして、その後の
2年向も生活がでない金
獨で私を打ち切つた。
私は今まで借金もなくな

んとかいろいろなんの手助けで生活をやっていたが、労基署のこの一言で、私と私の家族は一パンに奈落のどん底に突きおとされた思いであった。

それから病院に通うための労働者から出ている健康管理手帳を労基署を受け取り、北野・厚生年金病院に現在の私浦診療所に来るまで通院治療した。

北野病院に通院しはじめたら余計悪くなったような感じで私の病気が丁度悪く出てくる時期であったのか？とにかく北野病院に来てからかんばしくなく、これなら日赤に通院していた頃の方が良かったように思うのだが、今となってはどうにもならず、働ける状態ではないのでここからの生活面の方を何とか確保しなければならず、思案にくれたが、大阪府内でどこかかならず助けてくれる相談所があるだろうと思いい、地域の先生のところへ相談にいったら現在の私浦診療所を紹介してもらった。

連日の斗争で労災再発認定を獲得 同じ苦しみは2度とくり返させない

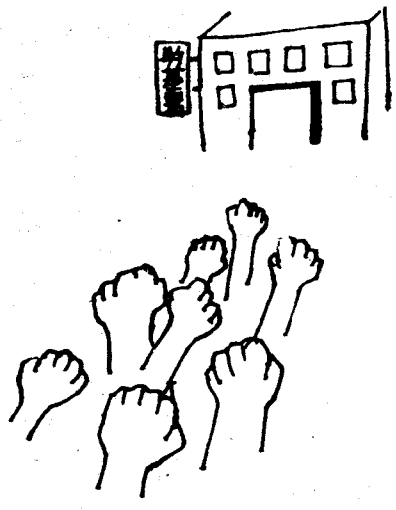
昭和51年11月中頃で、その頃被災者同盟を知り、出口会長、安全センターの人と会った。私の今までの経過を話し、私の今までの経過は不当であることがわかり、私の為に労基署に行ってもらい困乏をやった。

労基署の態度は悪く、あるいは逃げ回り、居直ったり、週に4回も行き、連日のように斗争をやった。それでも相変らず態度は悪かったが、年末が近づき正月もくるのに私に対して、正月とその先の面倒をみるのか、と徹底的に追及した結果、やっとならば、労基署の非を認めさせて、私の労災再発認定を獲得した。私のこの瞬間は、生活面だけの苦しみだけが取り除かれただけの思いで、今までの過去においての状況はまだまだ細かい事は一ぱいあるが、病院・労基署

のあいまいなやり口は、私に精神的圧迫を与え、受けた心のキズは今でも忘れられず残っている。

私浦診療所では体の調子が少しづつ良くなっている事が私へのせめての救いであると思う。ここからは、私と同じ苦しみを2度とくり返さないためにも被災にあつて苦しんでいる人の救済のために被災者同盟と共に活動が続けていきたいと思う。

(大阪府被災労働者同盟)



△人民医療に於ては訪中△

中国を訪ぬて

南大阪労働者診療所 新井孝和

「自分達の健康は自分達で守る」と大きなスローガンにして各地で活動を続ける者が集まり17名の訪中国を組織して7月28日から8月10日までの2週間、中国を友好訪問しました。

訪中国の目的

この運動の 主要機は2つあります。一つは労災職業病公害病、あるいは医療病等、人々の健康をおびやかす病気がますます「社会的」な性格を強めていること。労働者の場合を見れば、人海らし合理化、下請け切り捨て等の資本の攻撃が強ま

る中で、労働条件・労働環境の劣悪化がすすみ、労災職業病の危険性は高まるばかりか、労災保険法・労基則の改悪にみられるように被災者はどんどん切りすてられようとする状況があります。

また他方、いったん病気になるれば、大病院の複雑な医療機械検査におさまくらわれ、わけのわからない薬を投薬される等、我がの健康は一段と、大病院とそして、医療資本と呼ばれる医療機械・製薬資本に従属させられていきます。しかも老人医療の有料化・健保改悪策動等、医療は我々にとつてますます高価なものになろうとしています。我々の健康に対するこのよう

な危機的認識から、この運動は我々の健康をおびやかすこの社会のしくみに対する批判と健康を守る主体を大病院・医療資本の手から我々自身の手にとりもどすことを目的としてつくられてきたのです。

具体的にはこの運動にかかわる人々の活動は多様なものです。生活の場を根拠に住民たちと針治療の学習会を組織し、自分達の健康は自分達で守る思想を広めようとする者、三里塚の地にあって空港反対斗争を闘いながら農民の健康を守り、闘いの時には野戦病院を率いて負傷者の治療にあたり、ついでに、そして南大阪労働者診療所の者もこの運動にかかわろうとする一員です。

この運動にかかわる者にとつて、中国における「はだしの医者」(赤脚医生)の存在とその活動は大きな関心の対象であり、また自分達の運動にとつてはげましとなつていきます。農民としてあるいは労働者として働きな

から予防衛生知識を身につけ、
医療技術を獲得してそれをわれ
生産現場で人民の健康を守る活
動を続けるべからう。はだしの医
者と交流し、その活動に学ば
う。今回の我々の訪中の大きな
目的はここにあったのです。

我々は中国で、首都北京・綿
業のさかんな、そしてバキュー
ン記念病院のある石家荘・農業
革命のモデルとして有名な大寨
重工業都市の太原・そして南の
古い歴史のまち広州を訪ねまし
た。それぞれの地で様々な人と
会い、様々な事物を見、小さく
ない学習の成果をあげることが
できたと思えます。

中国の現状と

今後の方向?!

四人組裁判以後急速に変わり
つつあるように見える中国の人
人の表情はどんなものであろう
か。国をあげて進められて
いる四つの現代化とは何であら

うか。石家荘で訪ねた綿紡績工
場の責任者は、四つの現代化の
要はすなわち機械化であると確
信ありげに断言しました。我々
が中国で見ることのできた工場
は、この綿紡績工場と太原の重
機械工場の二つでしかなかった
のです。どちらの工場でもま
ず目につくのは、工場の規模の
割に多数の労働者がどこかゆっ
たりと働いている姿でした。
これは我々日本人にとつてはむ
しろ好ましく思われることとし
たが、それも部外者の感傷にす
ぎなかつたのかも知れません。
機械化といい、生産性向上とい
うとき、我々はすぐ、例えは
日本の自動車工場のライン作業
の様な非人間的な労働のことを
考えてしまうのですが、中国が
日本と同じような道をこれから
歩むと「機械的」に考えるのは
それ以外の国の人民のあり方を
無視した根柢のないものに違
ありません。

では逆に、日本からプラント
を輸入しようとし、日本の生産

管理技術に学ぼうとする中国が
日本の轍を踏まないかと楽観的に
考えてよいのでしようか。切論
ゆずか2週間の中国滞在でその
答まで見出せるはずもなかつた
し、日本の轍を踏むという発想
自体正しくないのかも知れませ
ん。

直接には関係ありませんが、
大寨生産大隊を見学した時のこ
とですが、我々の団の一人が日
本の医療の事態を説明して、日
本には一日入院するだけで数万
円もかかるベッドがある一方、
医者にかかる金がなくて病気を
悪くしている人もいるというよ
うな事を述べたのに対して、大
寨生産大隊の副大隊長が「中国
も解放前は丁度それと同じ状況
であつた」と即座に言い切つた
のが非常に印象的でありました。

はだしの医者とは

中国では医療設備の整つた病

院に気軽に行ける人はまだむしろ少数であるようです。そのよ
うな大病院は大きな工場、大き
な都市に作られていてからです。
しかしかの「はだしの医者」は
必ずしもそのような日本という
「無医地区」に「医癩遍地」の対
策として作られたものではない
ようです。都市の大工場にも「
はだしの医者」がいるのです。
ここでの彼らの仕事は、他の勞
働者と同じように労働し、工場
の安全を監視し、同時に簡単な
病気の治療にあたるというもの
で、丁度日本の労働組合の安全
委員のそれとよく似ているので
す。針のうてる安全委員という
ところでは、農村においてこの
事情は同じです。

つまり「はだしの医者」は勞
働者農民の健康はあくまでそれ
ぞれの生産点でまず守って、こ
うという自力更生の産物で、國
家は「はだしの医者」の学校を
作って彼らの技術向上を助ける
等の役割を担っているようです。
何よりも彼ら「はだしの医者」

は中国の人々にとつて親しい存
在で、石家荘の綿紡績工場の「
はだしの医者」は世話好きのお
ぼちゃんという感じであり、道
庄生産大隊の「はだしの医者」
は物知りのおじいさんという感
じでした。「おかげで」日本の
「はだしの医者」を名のつた我々
は各地で各段の歓迎をうけたの
です。

日々の実践の中に 根づく「自力更生」

中国の医療の自力更生といえ
ば、石家荘のベチユーン記念國
際和平病院は広大な敷地の大病
院ですが、敷地の一角に薬草畑
や家畜小屋を持っており、病院
でいり用な薬や食糧はできるだ
け自分でまにあわせていると
のことでした。またある人民公
社の病院では、やはり薬草畑を
もっていたし、それほどこ大き
ない病院内で注射用のアンプル
薬まで自家製造していたのは、

我々を驚かせるに十分でした。
自力更生・自分達の健康は自分
達で守るといふ精神が生活と日
日の実践の中でしつかり根づい
ているのです。

「人民に奉仕する」 が任務だ感銘!!

最後に、我々の今回の訪中で
特別な意味を持つ訪問先は西峪
人民公社というところでした。
ここは日本軍国主義が中国を侵
略していたとき、ここで無抵抗
の農民婦女子数百人を一時に屠
殺したところで、我々はそこで
虐殺の現場画とをまのあたりに
し、「銘記不忘」と記された記
念碑を見、集まってきた地元の
人たちの視線を感じたとき、一
通りでない衝撃をうけたのです。
中国の人々は日本軍国主義に
ついて語るとき、日本人は同
様に被害者であったと言います。
これは彼らの寛容な心のあらわ
れとも言えるでしょうが、我々

に対する深刻な警告とも受けと
るべき言葉でしょう。

それにしても彼らの我々異國
からの訪問者を迎える態度はま
ことに心のこもったありがたい
ものでありました。特に2週間
の間、我々に随行してくれた中
国国際旅行社の2人の若い通訳
と服務員の仕事ぶりは誠実で気
持のよいものであり、日本と中
国の友好をすすめるというほ
きりした目的意識と、人民に奉
仕するという私心のない奉仕精
神のあらわれと受けとられたの
です。

「人民に奉仕する」このあら
ゆる場所を耳にし、見ることに
できたスローガンは、全ての中
国人民の向に浸透しているよう
で、やがて我々にも、このスロ
ーガンが具体的な人々という意
味ばかりでなく、歴史の主人公
たる人民、さらには歴史の大き
な流れ、社会主義の勝利のため
に貢献しようという意味なのだ
とわかってくるのでした。

8月の新聞記事から……

8月6日

愛知の中電工事現場でコンクリートフラントが倒
れ作業員の3人が死亡、行方不明、3人が大怪我
高槻市の建設現場でクレーン作業中アームが高圧
線に触れ2人が感電死する。

8月9日

厚生省は年一度政管健保の医療費の使途を調査
しているが昨年度はいつもしらり投薬注射料が4
割以上を占めた。しかし各種検査料の伸びが著し
い。

8月14日

日本医師会は現行の医療保険制度を将来、地域、
老令、産業の3つに再編する構想を発表した。

8月15日

広島造船所(更生法適用中)で修理中の化学タ
ンカーが爆発し1人死亡、5人重傷の事故起こる。

8月23日

千葉の農協倉庫で米袋を積みかえ中崩れ落ちた袋
の下敷で2人死亡、6人重軽傷を負う。

8月23日

運輸省は造船を構造不況産業種に指定し設備削減
新規発注促進等を通じて業界安定を図る意向。

8月24日

8月分会計報告

収入

会費	195600
機関誌	52950
カンパ	599934 ①
資料	10155
パンフ	700 (+)
計	859339

8月分収まり	-51100
先月からの くりこし	1186202 (+)
	1135102
積立金へ	220000 (-)
9月への くりこし	915102 //

(※ 積立金合計は8月末現在
¥980000-)

支出

事務費	540884	②
活動費	82710	③
機関誌	50200	④
郵送費	26645	⑤
人件費	210000 (+)	⑥
計	910439	

(注) ① 講師料 7500
 栗本鉄工広畑工 6万 } 斗争勝利
 名村分会 豊見工 5万 } カンパ
 郡島支援共斗 1万 } ↓
 " から松浦医師へ 10万 } 積立金へ
 大阪水産運輸労組 25万
 (鹿児島への旅行交通費)
 (含む)

- ② コピー代支払残高 49万円は別口座にロール
 8月分部屋代、共益、新聞、電気代
 更新 10K 等
- ③ 7月分電話代、名古屋・東京出張旅費
 その他の活動交通費
- ④ 50号印刷費
- ⑤ 切手代 25000、振替手数料
- ⑥ 7月分 (1人)
 8月分 (2人)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28